報告第11号

専決処分について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、 つぎのとおり専決したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

1 建設工事請負変更契約の締結について〔琴浦町立中学校空調設備設置工 事〕

令和元年 8 月21日 提 出 琴 浦 町 長 小 松 弘 明

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、 下記事件を別紙のとおり専決する。

記

建設工事請負変更契約の締結について〔琴浦町立中学校空調設備設置工事〕

令和元年 6 月17日

琴浦町長小松弘明

平成31年1月25日付で議決を得た琴浦町立中学校空調設備設置工事について、「議会の権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項の指定について」第2条の規定に基づき、次のとおり契約の変更を行ったので報告します。

○当初契約

工 事 名:琴浦町立中学校空調設備設置工事

工 事 場 所:琴浦町大字浦安外

工事完成期限:令和元年6月28日

請 負 金 額:147,960,000円 契約の方法:限定公募型指名競争入札

契約 者:【住所】鳥取県東伯郡琴浦町大字赤碕1942番地3

【氏名】足立・井木・ヘイセイ特定建設工事共同企業体

代表者 有限会社 足立水道設備 代表取締役社長 村田康之

変更後	変更前
請 負 金 額 一金 149, 216, 040円	請 負 金 額 一金 147,960,000円

備考 変更部分は下線の部分である。

※1,256,040円の増額

【変更理由】

現場の状況により、施工・管理用の天井点検口を追加したこと、及び耐震構造物を迂回する ため屋外冷媒配管方法を変更したこと等により増額となったため。